

介護保険の住宅改修費を支給申請される方へ

要介護(支援)認定を受けている方が、介護保険から住宅改修費の支給を受けるためには、改修工事を行う前に市役所高齢介護室窓口へ申請する必要があります。

※ 事前に申請をせずに改修工事をされた場合は、介護保険からの給付の対象となりません。

1. 支給要件

- ① 介護保険の要介護(支援)認定で、要支援又は要介護の認定を受け、在宅で生活されている方。
- ② 要介護(支援)被保険者（以下、被保険者）の住所地であり、実際に居住されている住宅（かつ、住民登録されている住所地の住宅のみが対象）の改修であること。
- ③ 要介護(支援)被保険者の身体の状態、住宅の状況により必要と認められる改修であること。
- ④ 改修の種類が、「3. 対象となる住宅改修」に該当すること。
- ⑤ 入院又は施設入所中で、退院(退所)後に住宅での生活を行うためにあらかじめ住宅の改修を行う必要がある方。
- ⑥ 要介護(支援)認定新規申請中で、認定結果が通知される前に住宅の改修を行う必要がある方。

※なお、退院(退所)できなくなった場合や、要介護(支援)認定が非該当となった場合は、給付の対象となりません。

2. 支給額

改修工事費のうち、介護保険の住宅改修と認められる工事費の7～9割を住宅改修費として支給します。ただし、被保険者1人に対し、同一住宅の改修支給額は以下の表の金額までとなります。超えた改修費については自己負担となります。

※給付制限を受けている場合は、自己負担割合が変わります。

負担割合		改修支給額
1割		18万円
2割		16万円
平成30年8月より	3割	14万円

また、以下の場合には再度、住宅改修費が支給されます。

- ① 転居された場合の転居先住居の改修
- ② 以前改修された時より、要介護度が3段階以上上昇した場合（1回限り）
 - 要支援1 → 要介護3、4、5 • 要支援2及び要介護1 → 要介護4、5
 - 要介護2 → 要介護5

3. 対象となる住宅改修

種類	改修の内容
手すりの取付け	<ul style="list-style-type: none"> 廊下、便所、浴室、玄関等の転倒予防、もしくは移動又は移乗動作に役立つことを目的として設置するもの
段差の解消	<ul style="list-style-type: none"> 住居内等の床段差を解消するため、敷居を低くする、スロープ設置（固定型）、床のかさ上げ等（昇降機、リフト、段差解消機動力等による床段差解消機器の設置工事は対象外）
滑りの防止及び移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更	<ul style="list-style-type: none"> 居室においては、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては、床材の滑りにくいものへの変更等
引き戸などへの扉の取替え	<ul style="list-style-type: none"> 開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えや、ドアノブの変更、戸車の設置等も含む（引き戸等への取り替え時に自動ドアとした場合は、動力部分に関するすべての費用は対象外）
洋式便器などへの便器の取替え	<ul style="list-style-type: none"> 和式便器から洋式便器に取替え（洗浄機能等が付加された便器に取り換えも支給対象となりますが、電気工事は対象外。付加機能のみを目的として取り換える場合も対象外。また、非水洗和式便器から水洗洋式便器または簡易水洗化便器に取り換える場合は、当該工事のうち水洗化または簡易水洗化の部分の費用は対象外） 既存の便器の位置や向きの変更
その他上記の住宅改修に付帯して必要となる工事	<ul style="list-style-type: none"> 手すりの取り付けのための壁の下地補強 浴室の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事や浴室内の手すりの付け替え 床材の変更のための下地の補強や根太の補強 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更

4. 申請方法

(1) 工事前申請

改修工事を行う前に、下記の①～⑥を提出してください。

※消えるボールペンでの記入は不可です。

※印鑑はシャチハタ以外の印鑑を使用してください。（書き損じた場合等の訂正印も同じ印鑑を押印してください）

① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前（工事前）申請書

支払方法について「償還払い」、「受領委任払い」のいずれかを選択してください。

※給付制限を受けている場合は受領委任払いはできません。

② 住宅改修が必要な理由書

原則、被保険者担当の介護支援専門員（以下、ケアマネージャー）が作成してください。ケアマネージャーと契約を結んでいない場合は作業療法士、理学療法士、住環境コーディネーター2級以上の有資格者が作成してください。

③ 見積書

改修箇所ごとの材料と取付費をできるだけ詳しくわかるように記載してください。

※給付対象外の工事と分けて記載してください。

④ 改修箇所・動線がわかる図面

⑤ 改修前の写真（撮影日入）

改修箇所ごとに撮影し、A4用紙に貼付してください。

写真は、それぞれ日付が入ったものとします。原則、黒板等に日付を記入し、撮影してください。

また、改修工事を予定している箇所がどのような状況かわかるような写真が必要ですので、改修箇所の一部しか写っていない等の改修箇所の状況が確認できない場合は撮り直しをお願いすることがあります。

※段差解消の場合、段差の寸法がわかるようにスケール等をあててください。

⑥ 住宅所有者の承諾書

住宅所有者が被保険者と異なる場合は、所有者の承諾が必要です。（同一の世帯の方は除く）

(2) 申請書の審査

市において工事前申請の内容を審査し、適正な改修であると認めた場合、「（介護予防）住宅改修費承認（不承認）通知書」を送付します。

(3) 改修工事

「（介護予防）住宅改修費承認（不承認）通知書」を受け取った後、改修工事を行ってください。

Ⓣ改修内容又は金額が変更になった場合は、変更申請が必要です。

(4) 工事後申請

改修工事完了後に、下記の①～④を提出してください。

① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給（工事後）申請書

振込口座が被保険者本人名義でない場合は、受領委任欄に記入・押印してください。

※工事前申請書と同一の印鑑を押印してください。

② 被保険者本人名の領収書原本（原本確認後は返却します）

※「介護保険による住宅改修工事代」等を但し書欄に記載してください。

③ 施工後の写真（撮影日入）

改修箇所ごとに施工前と同じ角度で撮影し、A4用紙に貼付してください。

※工事後の写真も工事前申請書の写真と比較できるように同じアングルで、場所（位置）に注意して撮影してください。

例：・手すり取付…壁や手すりのアップではなく周辺の建具等（廊下も）一緒に撮影

・段差の解消…器具等を使用している場合は設置している器具等の固定部分も撮影

④ 請求書（内訳がわかるもの）

※工事代金（全額もしくは受領委任払いの場合は自己負担額）を支払った日の翌日から起算して、2年を経過すると時効により支給できませんので、改修後は忘れずに提出してください。

5. 支給方法

市において工事後申請の内容を審査し、住宅改修工事の施工内容が適正であると認めた場合、指定された口座に住宅改修費の介護給付分を振込みます。

支給方法は下記のいずれかを選択し利用できます。

①償還払い：工事完了後、いったん改修費の全額を住宅改修事業者支払い、その後、自己負担分を除く保険給付分を市から被保険者に支給します。

②受領委任払：工事完了後、自己負担分のみを住宅改修事業者支払い、その後、保険給付分を市から住宅改修事業者へ直接支払います。

※工事後申請書類を審査するうえで、書面で不明な点があった場合や、適正な工事が行われたか確認するため、現地調査を行うことがありますので、ご理解ご協力をお願いします。

※現地調査や書類審査に時間がかかることがありますので、日程には十分余裕をもって工事前申請をしてください。

和泉市高齢介護室介護保険担当

電話0725-99-8131（直通）